

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十五号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年広島県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第九条第一項第一号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

別記様式第一号中

「 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。」

「 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。」

改める。

別記様式第二号中

「 平成 年 月 日付けで申請の認定ことも園の認定について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の規定により認定します。」

「 平成 年 月 日付けで申請の認定ことも園の認定について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の規定により認定します。」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則による様式で行っている申請又は届出は、こ

の規則による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の様式による申請又は届出とみなす。